|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府国民健康保険運営方針（抜粋） | 取組状況（報告） |
| Ⅵ　市町村における保険給付の適正な実施  １　府内市町村の現状  診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検調査は、医療費適正化の根幹をなすものとして必要不可欠であり、市町村ではレセプト点検員の配置や業務委託などにより、点検業務を行っている。診療報酬の算定方法に係る一次点検は、審査支払機関である府国保連合会で行われ、被保険者の資格点検や、医科・歯科の診療報酬明細書と調剤報酬明細書との突合といった内容点検など、二次点検を市町村で実施している。  表11のとおり、点検調査の財政効果額は、平成30年度実績で一人当たり3,526円と全国平均の2,170円を1,356円上回っており、財政効果率についても1.15%と全国平均0.73%を0.42ポイント上回っている。  医療給付と介護給付との給付調整については、令和元年度時点で、府国保連合会の介護給付適正化システムから提供される医療給付と介護給付との突合情報を活用したレセプト点検を全市町村で実施している。  この他、柔道整復施術療養費に係る患者調査については、40市町で実施し、適正給付に努めている。  表11　レセプト点検による一人当たりの財政効果額及び財政効果率（平成30年度）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 大阪府 | 全国 | 全国対比 | | 一人当たり 財政効果額 | 3,526円 | 2,170円 | ＋1,356円 | | 財政効果率 | 1.15％ | 0.73％ | ＋0.42％ |   　４　施術療養費の支給の適正化  （１）施術療養費の支給に係る共通基準の設定  　　　　「柔道整復」及び「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう」の施術に係る療養費の一定の支給基準は国通知等により示されているものの、不明確な部分もあり、全市町村で展開できる支給基準の設定が望ましい。  　　　国においては、支給基準の明確化等を図るため、「柔道整復療養費検討専門委員会」及び「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」等で対応策を協議しており、今後、同委員会での議論の状況を踏まえ、共通基準の指標の設定について、調整会議において検討を進める。  （２）市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等  　　　　府は、市町村に対し、不適切な請求に関する情報提供を行うなど、療養費の支給の適正化に向けた定期的・計画的、又は必要に応じた指導・助言等を行う。  ５　レセプト点検の充実・強化  市町村におけるレセプト点検は、医療費適正化の根幹をなすものであり、また、被保険者に対する適正受診・適正服薬を促す観点からも、事務処理体制の充実・強化等による事務の積極的かつ効果的な実施が必要である。  このため、府は、市町村におけるレセプト点検の充実・強化のため、府国保連合会による技術的助言を行うアドバイザー（事務共助職員）の市町村への派遣や、市町村のレセプト点検担当者に対する研修の実施等を通じて、必要な指導・助言等を行う。  また、市町村は、府国保連合会の介護給付適正化システムにより提供される医療保険と介護保険との突合情報を活用した効率的な点検を促進する。 | Ⅵ　市町村における保険給付の適正な実施  １　府内市町村の現状  ▼レセプト点検による一人当たりの財政効果額及び財政効果率（令和4年度時点の数値）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 一人当たり財政効果額 | | | 財政効果率 | | | | 大阪府 | 全国 | 全国対比 | 大阪府 | 全国 | 全国対比 | | 平成30 | 3,526円 | 2,170円 | ＋1,356円 | 1.15% | 0.73% | ＋0.42% | | 令和1 | 3,549円 | 2,129円 | ＋1,420円 | 1.10% | 0.69% | ＋0.41% | | 令和2 | 2,534円 | 2,015円 | ＋519円 | 0.80% | 0.66% | ＋0.14% |   　　 ▼柔道整復施術療養費に係る患者調査  ４１市町村で実施(令和２年度　現在)  ４　施術療養費の支給の適正化  （１）施術療養費の支給に係る共通基準の設定  ▼あらゆる機会を捉えて、国へ制度の改善要望を実施  　①支給基準の明確化  　②柔道整復施術療養費支給額の見直し  　③あん摩マッサージ、はり、きゅう施術療養費受領委任制度導入に伴う対応  　④指導権限等の法制化  （２）市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等  ▼療養費適正化に係る実務担当代表者等の会議の開催(令和3年度)  府内の医療保険者で構成する会議体の運営について事務局として支援。  各ブロック代表で構成する実務担当代表者会議を中心に5回開催（代表者会議4回、全体会議1回、  担当者会議 中止）  ①施術療養費受領委任制度に関する情報共有  ②保険者権限の整理及び事例検討  ５　レセプト点検の充実・強化  ▼保険者を対象としたレセプト点検にかかる研修会を実施（毎年、11月～12月頃）  （内容）  ・各保険者の点検取組状況　　　　　　　　　　　　　　　　 ・査定事例の横展開  ・会計検査院の会計実地検査における指摘事項 　　・不当請求等への対応について  （出席市町村数）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 平成30 | 令和1 | 令和2 | 令和3 | | ４１ | 41 | 43 | 41 | |

資料９